

地震発生時のブロック塀等倒壊による歩行者への被害を防ぐため

市内全域を対象とした「ブロック塀等改善事業」を創設します

平成 30 年 6 月の大阪府北部における地震では、ブロック塀等の倒壊が原因で人命に関わる被害が発生しました。このことを受け、横浜市では、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、新たに市内全域で個人が所有するコンクリートブロック塀等の改善工事を対象とした**補助制度を創設**します。

1 新制度の概要

◇対象

(1) ブロック塀等の除却工事

多くの人が通行する道路などに面する塀等（塀のほか門を含む）で、高さが 1 m 以上、かつ個人が所有するものについて、原則、全て除却する場合

(2) 軽量フェンス等の新設工事

除却工事とセットで軽量なフェンス等や門または生垣を設置する場合

◇補助額

次の (1) ～ (3) の金額のうち最も低い額

	ブロック塀等の除却工事	軽量フェンス等の新設工事
(1) 補助率	対象工事費の 9/10	対象工事費の 1/2
(2) 標準工事費	見付面積 6,400 円/m ² × 9/10 (※)	○既設の基礎を使用する場合 設置長さ 34,800 円/m × 1/2 ○基礎を新設する場合 設置長さ 73,500 円/m × 1/2 ○生垣を設置する場合 設置長さ 6,000 円/m × 1/2
(3) 上限額	30 万円（ただし、新設工事は除却工事と合わせた上限額）	

※見付面積とは、道路側から見たブロック塀等の面積

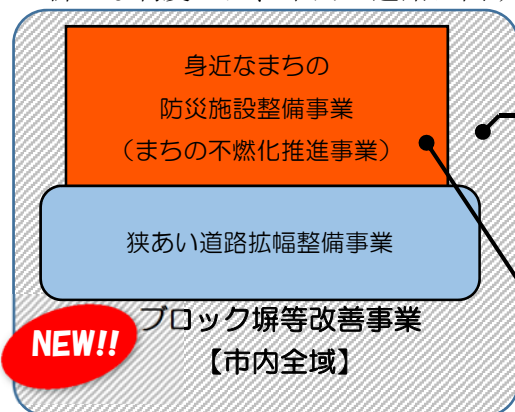
◇事業期間

- ・開始 平成 30 年 10 月 4 日（平成 30 年第 3 回市会定例会において補正予算議決後）
- ・終了 平成 33 年度末

※大阪府北部における地震が発生した 6 月 18 日以降から本制度の開始前までにブロック塀等を除却した場合でも、写真や書類等で確認できるものについては**補助対象とする予定です**。

2 現行制度との関係性

新たな制度では、市内の道路に面するブロック塀等の改善について対応します。



◆各制度の関係性の主なポイント

- 新制度では既存の 2 つの制度で対象外だったブロック塀の改善工事も対象になります。
- 新制度の創設にあわせて、「身近なまちの防災施設整備事業（まちの不燃化推進事業）」では、除却工事の補助単価を増額します。

【裏面あり】

3 新制度の積極的な利用に向けた取組

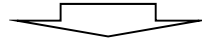
新制度の周知に向けて、以下の取組を進めていきます。

- ・市のホームページで周知するとともに、区役所でもチラシ等を配架し、必要な情報を提供します。
- ・自治会や町内会にご協力をいただき、回覧等でお知らせします。
- ・不動産団体や建設業団体へのPRを行います。

ご相談の内容	担当課
ブロック塀等改善事業のご案内	建築局建築防災課 045-671-2930
身近なまちの防災施設整備事業のご案内	都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3595

○参考

◇本制度を活用した改善のイメージ



お問合せ先

(ブロック塀等改善事業、狭あい道路拡幅整備事業について)

建築局建築防災課長

加藤 暢一 Tel 045-671-3592

(身近なまちの防災施設整備事業について)

都市整備局防災まちづくり推進課長

木村 裕毅 Tel 045-671-3663